

令和元年度社会福祉法人指導監査結果

令和2年7月1日現在

1 社会福祉法人 爛柯会

(1)指導検査実施日	令和1年7月30日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないため是正すること。 2 評議員の報酬等の支給基準が未作成(評議員会未承認)なので、是正すること。 3 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないため是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和1年9月24日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

2 社会福祉法人 むつみ会

(1)指導検査実施日	令和1年9月18日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 定款変更について理事会の決議が成立しているにもかかわらず、評議員会の決議及び所轄庁の認可を受ける手続が行われていないため、速やかに手続を行うこと。 2 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないため、是正すること。 3 理事会での決議前に評議員会の招集通知を发出しているため、是正すること。 4 評議員会及び理事会について議事録が作成されていないため、議事録を作成し備え置くこと。 5 理事会の決議を要する事項(利益相反取引の承認)について決議が行われていないため、是正すること。 6 理事及び監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないため、是正すること。 7 業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていないため、是正すること。 8 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。 9 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないため是正すること。 10 寄附金等の受入れが適正に行われていないため、是正すること。 11 作成すべき附属明細書が作成されていないため、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和1年11月26日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

3 社会福祉法人 あそか会

(1)指導検査実施日	令和1年10月8日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。 2 評議員会の1週間前又は定款に定めた期間までに評議員に通知がなされていないので、是正すること。 3 評議員会の議事録が記載されていない又は不十分であるので是正すること。 4 定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていないので、是正すること。 5 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 6 理事会の決議を要する事項(評議員会の議題・議案の設定)について決議が行われていないので、是正すること。 7 理事長及び業務執行理事が、理事会において、4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。 8 議事録に議事録署名人の署名又は記名押印がないので、是正すること。 9 支払われた評議員の報酬等の額が定款等で定められた額を超えているので、是正すること。 10 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないので、是正すること。 11 資金収支計算書及び事業活動計算書の様式が会計基準に則して作成されていないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和1年12月9日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

4 社会福祉法人 江東区社会福祉協議会

(1)指導検査実施日	令和1年10月29日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいるので、是正すること。 2 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないので、是正すること。 3 寄附物品の受入れが適正に行われていないため、是正すること。 4 就労継続支援B型事業を実施する拠点において、作成すべき附属明細書が作成されていないため、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和1年12月20日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

令和元年度社会福祉法人指導監査結果

令和2年7月1日現在

5 社会福祉法人 江東楓の会

(1)指導検査実施日	令和1年11月20日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。 2 附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和2年1月23日
(5)指摘に対する是正状況	改善済

6 社会福祉法人 のびのび福祉会

(1)指導検査実施日	令和1年12月18日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていないので、是正すること。 2 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。 3 定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていないので、是正すること。 4 理事長及び業務執行理事(設置する場合)の選定が法令及び定款に定める手続により行われていないので、是正すること。 5 理事長及び業務執行理事(設置する場合)が、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。 6 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 7 必要な情報が、インターネットで公表されていないので、是正すること。 8 経理規程が定款に定める手続により決定されていないので、是正すること。 9 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。 10 管理運用体制に関する経理規程等に定める手続がなされていないので、是正すること。 11 資金収支計算書及び事業活動計算書の様式が会計基準に則して作成されていないので、是正すること。 12 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。 13 附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和2年2月21日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

7 社会福祉法人 ゆめグループ福祉会

(1)指導検査実施日	令和2年1月17日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 2 理事長及び業務執行理事が、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。 3 議事録に議事録署名人の記名押印がないので、是正すること。 4 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 5 経理規程の内容が法令又は通知に反するので、是正すること。 6 資金収支計算書及び事業活動計算書の様式が会計基準に則して作成されていないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和2年3月25日
(5)指摘に対する是正状況	改善中

8 社会福祉法人 おあしす福祉会

(1)指導検査実施日	令和2年2月7日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていないので、是正すること。 2 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 3 理事会議事録に議事録署名人の記名押印がないので、是正すること。 4 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 5 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること。 6 必要な情報が、インターネットで公表されていないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和2年3月23日
(5)指摘に対する是正状況	改善中